

第25回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社オープンドア

法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、2014年11月13日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました。

また、当社グループにおける内部統制システムをより強固にするため、2019年7月22日開催の取締役会において、同方針の改定を決議いたしました。

改定後の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、「行動・倫理規範」及び「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ. 当社は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役と、法務部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ハ. コンプライアンス担当取締役、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会は、共同してコンプライアンス・マニュアル等の実施状況を管理及び監督し、適切な研修の実施、内部通報窓口の有効活用等がなされるよう必要な手段を講じる。
コンプライアンス担当部署は、当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの徹底を図るためのコンプライアンス・マニュアルの策定、役職員に対するコンプライアンス教育及び研修の実施、並びに役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。

また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置及び運営するとともに、通報者を保護するために必要な社内規程を策定及び整備する。

- ニ. 万が一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する体制を構築する。

コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会はかかる事態の再発を防止するための施策を策定し、その内容を周知徹底する。

- ホ. 当社は、執行部門から独立した内部監査担当部署として内部監査室を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

- ヘ. 当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程、文書規程その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存しかつ管理する。

- ロ. 当社は、取締役及び監査役が上記情報を必要に応じて閲覧可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「リスク管理規程」を策定し、当社代表取締役が、当社のリスク管理全般の統括者として、当社のリスク管理を行う。

ロ. 当社は、当社のリスクの管理に係る体制の整備及びリスク管理マニュアルの策定等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置するとともに、内部監査室が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。

ロ. 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、目標を設定するとともに、各取締役及び部門の業務分担を定め、効率的な業務執行を行い得る体制をとる。

各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取り締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 当社は、当社が定める関係会社規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(b) 当社は、子会社に対し、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、最低月1回報告することを求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、③イに定めるリスク管理規程において、当社グループ全体のリスク管理について定め、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(b) 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理の推進にかかわる課題、対応策等を審議する。

- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、関係会社規程に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図る。
 - (b) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、子会社に、その役員及び使用人が①イに定める「行動・倫理規範」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - (b) 当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - (c) 当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した内部通報窓口を利用する体制を構築させる。
 - ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。
 - (b) 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ハ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ハ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (a) 子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (b) 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報する。
 - (c) コンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役による取締役、執行役員及び重要な使用人に対する個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

【当社における基本方針の運用状況】

- ① 上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、当社及び子会社の内部統制システム全般の運用状況について、内部監査室が中心となり内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。また、法務部が中心となりコンプライアンスに係る研修を定期的実施しております。
- ② 取締役の職務の執行については、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会も実施し、社外取締役1名を含む取締役4名のほか、監査役が出席し、重要事項の審議、決議を行っております。
- ③ 常勤監査役は、取締役会のほか、取締役等から業務執行の状況について直接聴取を行い、コンプライアンスの観点から日常業務レベルで監視できる体制を整備しており、監督機能の強化を図っております。
- ④ リスク管理については、リスク管理委員会を年2回開催しており、具体的なリスクの洗い出しと対応策の検討、リスク管理マニュアルの改定等を適宜行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	648,292	473,388	4,366,084	△17,445	5,470,319
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△544,801		△544,801
自己株式の取得				△165	△165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△544,801	△165	△544,967
当連結会計年度末残高	648,292	473,388	3,821,283	△17,610	4,925,352

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	734,611	734,611	5,306	6,210,237
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△544,801
自己株式の取得				△165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△582,819	△582,819	4,914	△577,904
当連結会計年度変動額合計	△582,819	△582,819	4,914	△1,122,871
当連結会計年度末残高	151,791	151,791	10,221	5,087,365

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	ホテルスキップ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、旅行比較サイト「トラベルコ」の運営、旅行商品の販売等による「旅行関連事業」を主たる業務としております。

サービスについては、従量課金収入のようにサービスが一時点で完了する契約と広告収入等のように一定期間にわたりサービスを提供する契約があり、これらにかかるサービスの提供について履行義務を識別しております。

従量課金収入についてはサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、広告収入等についてはサービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。これによる、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 73,608千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

減損損失の認識の判定のための割引前将来キャッシュフローについて、新型コロナウイルス感染拡大(以降、新型コロナ)により大きな影響を受けている旅行需要の将来の回復時期について、一定の仮定を置き将来の利益及びキャッシュフローを算定しております。

②算出に用いた主要な仮定

当社グループでは新型コロナによる影響を会計上の見積りに反映するにあたり、新型コロナの感染状況やこれに伴う旅行需要の変化、各国の規制緩和等を踏まえ、国内旅行需要については2023年3月期中に、海外旅行需要については国内旅行需要に遅れて徐々に回復し2024年3月期中に、新型コロナ前の水準まで回復するという仮定を置いております。

また国内旅行と海外旅行を合わせた通期の旅行需要は2025年3月期に新型コロナ前の水準まで回復するという仮定を置いております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナの影響を反映した旅行需要の回復時期等の仮定を置くことは高い不確実性を伴うため、上記の仮定が見込まれなくなった場合には、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 -千円 (繰延税金負債 67,094千円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は将来の一時差異等加減算前課税所得の見積り額等に基づき判断しております。

②算出に用いた主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得については、新型コロナにより大きく影響を受けている旅行需要の将来の回復時期に一定の仮定を置き算出しております。これに基づき利用できる可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金資産の回収可能性を算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナの影響を反映した旅行需要の回復時期等の仮定を置くことは高い不確実性を伴うため、上記の仮定が見込まれなくなった場合には、翌年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 342,308千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,260,000	—	—	31,260,000
合計	31,260,000	—	—	31,260,000
自己株式				
普通株式	246,363	67	—	246,430
合計	246,363	67	—	246,430

(注) 自己株式の株式数の増加67株は、単元未満株の買取に伴う増加であります。

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、運転資金及び新たな事業投資や政策投資資金を除いた余裕資金の範囲内の安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金は手許資金で十分賄えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。未収還付法人税等は、すべて1年以内の回収期日であります。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、顧客ごとに残高を管理し、約定期限を過ぎた債権については、その原因及び回収予定の把握を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じた管理を行っております。

② 市場リスク（価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（相手先企業）の財務状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,018,844	3,018,844	—
(2) 売掛金及び契約資産 貸倒引当金(※)	193,215 △47		
	193,167	193,167	—
(3) 未収還付法人税等	23	23	—
(4) 投資有価証券	1,728,045	1,728,045	—
資産計	4,940,080	4,940,080	—
(1) 買掛金	14,839	14,839	—
負債計	14,839	14,839	—

(※) 売掛金及び契約資産に係る貸倒引当金を控除しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,728,045	—	—	1,728,045
資産計	1,728,045	—	—	1,728,045

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
一時点で移転される財	1,145,663
一定の期間にわたり移転される財	55,877
顧客との契約から生じる収益	1,201,541
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,201,541

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債は主に、役務の提供より前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。
顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	174,769
契約資産	18,446
契約負債	31,466

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	163円71銭
(2) 1株当たり当期純損失	17円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	648,292	472,036	1,352	473,388	4,324,682	4,324,682
当 期 変 動 額						
当期純損失 (△)					△524,759	△524,759
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△524,759	△524,759
当 期 末 残 高	648,292	472,036	1,352	473,388	3,799,922	3,799,922

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△17,445	5,428,918	734,611	734,611	5,306	6,168,835
当 期 変 動 額						
当期純損失 (△)		△524,759				△524,759
自己株式の取得	△165	△165				△165
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△582,819	△582,819	4,914	△577,904
当期変動額合計	△165	△524,925	△582,819	△582,819	4,914	△1,102,830
当 期 末 残 高	△17,610	4,903,992	151,791	151,791	10,221	5,066,005

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
----	--------

工具、器具及び備品	4年～20年
-----------	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、旅行比較サイト「トラベルコ」の運営、旅行商品の販売等による「旅行関連事業」を主たる業務としております。

サービスについては、従量課金収入のようにサービスが一時点で完了する契約と広告収入等のように一定期間にわたりサービスを提供する契約があり、これらにかかるサービスの提供について履行義務を識別しております。

従量課金収入についてはサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、広告収入等についてはサービス提供期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。これによる、計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	342,308千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	367千円
長期金銭債権	30,000千円
短期金銭債務	1,966千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,211千円
売上原価	13,038千円
販売費および一般管理費	1,252千円
営業取引以外の取引高	1,350千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	246,430株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア開発費	129,701千円
関係会社株式評価損	24,754千円
減価償却超過額	4,296千円
資産除去債務	12,370千円
繰越欠損金	172,850千円
投資有価証券評価損	4,592千円
貸倒引当金	14千円
関係会社貸倒引当金	9,186千円
その他	7,765千円
繰延税金資産小計	365,532千円
評価性引当額	△365,325千円
繰延税金資産合計	207千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△66,991千円
その他	△207千円
繰延税金負債合計	△67,198千円
繰延税金資産の純額	△66,991千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	163円02銭
(2) 1株当たり当期純損失	16円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。